

北海道行政書士会長 様

北 海 道 建 設 部 長

建設業許可等に係る変更届の郵送による受理の実施について

建設業に係る各種施策の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、道では本年4月から北海道知事による建設業の許可及び建設業リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る、変更届出書等の郵送による受理について、別添案内文「変更届のご案内」のとおり、全道各（総合）振興局において実施することといたしましたので、お知らせします。

なお、貴職におかれましては、各会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 概要等

(1) 概要

北海道知事による建設業法の許可及び建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届出書等の郵送による受理について、対象を定め、全道各（総合）振興局で実施するもの。

(2) 対象 次のとおり～原本確認が必要ない簡易なもの

	届出様式	変更届出事項	添付書類・確認書類
北海道知事による建設業許可に係る変更届	第22号の2	商号・名称	(法人) 履歴事項全部証明書 (個人) 商号登記や営業証明書など、変更事項及び年月日が確認できるもの
	第22号の2	資本金額	履歴事項全部証明書
	第22号の2	電話番号の変更	不要
	第22号の4	全部廃業	不要
建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届	様式第6号	商号・名称	履歴事項全部証明書
	様式第6号	電話番号の変更	不要
	様式第6号	全部廃業	不要

(3) 実施時期

令和2年(2020年)4月1日

2 実施案内

別紙案内文「郵送による変更届のご案内」のとおり

(建設政策局建設管理課建設業グループ 担当 井上 電話011-231-4111 内線29-722)

北海道知事による建設業の許可、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る

郵送による変更届のご案内

北海道知事による建設業の許可、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る次の届出について、試行実施していましたが、2020年4月1日から本実施します。

まずは受付窓口までお電話ください。

- ・事前に各（総合）振興局建設指導課土木係（石狩振興局は指導審査係）までお電話いただき、対象となる変更届に必要な事項について、ご確認ください。
- ・対象となるのは次の届出です。

【対象となる届出書】

	届出様式	変更届出事項	添付書類・確認書類
北海道知事による建設業許可に係る変更届	第22号の2	商号・名称	(法人) 履歴事項全部証明書 (個人) 商号登記や営業証明書 など、変更事項及び年月日が確認できるもの
	第22号の2	資本金額	履歴事項全部証明書
	第22号の2	電話番号の変更	不要
	第22号の4	全部廃業	不要
建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届	様式第6号	商号・名称	履歴事項全部証明書
	様式第6号	電話番号の変更	不要
	様式第6号	全部廃業	不要

【提出する書類】

- 1 変更届送付票
(「担当者・申請代理人の氏名及び電話」等欄は、必ず記載してください。)
- 2 届出様式
- 3 添付・確認書類(提出書類を「変更届送付票」でチェックしてください)
- 4 代理人委任状(代理人による届出の場合)
- 5 副本(申請者保管書類)返送用封筒
 - ・副本が入る大きさのもので、返送先を記入の上、簡易書留分の切手を貼付したものを、同封願います。
 - ・書類不備等により返送する必要がある場合も使用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

【届出方法】

個人情報を含むものもあり、届出が確実に安全に送達されるよう、簡易書留など追跡サービスがあるもので郵送することを推奨します。

【受付窓口（郵送先・事前連絡先）】

許可を受けた振興局あてにご連絡ください。

振興局	郵便番号	住 所	あて先	電話番号
空知	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	空知総合振興局 建設指導課土木係	0126-20-0066
石狩	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館	石狩振興局 建設 指導課指導審査係	011-231-4111内線 34-465 ～ 34-467
後志	044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目	後志総合振興局 建設指導課土木係	0136-23-1372
胆振	051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号	胆振総合振興局 建設指導課土木係	0143-24-9593
日高	057-8558	浦河町栄丘東通 5 6 号	日高振興局 建設指導課土木係	0146-22-9291
渡島	041-8558	函館市美原町 4 丁目 6-16	渡島総合振興局 建設指導課土木係	0138-47-9465
檜山	043-8558	江差町字陣屋町 3 3 6-3	檜山振興局 建設指導課土木係	0139-52-6631
上川	079-8610	旭川市永山 6 条 1 9 丁目	上川総合振興局 建設指導課土木係	0166-46-5946
留萌	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	留萌振興局 建設指導課土木係	0164-42-8447
宗谷	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2 -27	宗谷総合振興局 建設指導課土木係	0162-33-2529
ホッパ	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	ホッパ総合振興局 建設指導課土木係	0152-41-0641
十勝	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1	十勝総合振興局 建設指導課土木	0155-27-8540
釧路	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	釧路総合振興局 建設指導課土木係	0154-43-9191
根室	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	根室振興局 建設指導課土木係	0153-24-5629

※大臣許可は、対象外とさせていただきます。

【届出の完了】

郵送により届いた届出書は、各（総合）振興局において、形式審査を行った上で、書類不備等がなかった場合、申請者保管書類として受領印を押印した副本を返送し、手続きは完了します。

【書類不備等があった場合】

提出書類等に不備または不足等があった場合、届出は完了したことになります。届出者又は代理人に連絡させていただきますので、再提出いただくことになります。

【留意事項】

送付のやりとりでの事故は当方で責任を負いかねますので、予めご了承の上、手続き願います。

【郵送による届出全般に関するお問合せ先】

北海道庁 本庁舎10階（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）

建設部建設政策局建設管理課 建設業グループ 電話番号：011-231-4111内線29-722